

問い合わせ先

海上保安庁第四管区海上保安本部

総務部 人事課長 今泉 茂夫（内線 2130）

TEL 052-661-1611（代表）

平成25年9月25日



海上保安官の携帯する証票が変わります ～昭和23年以来65年ぶりの抜本的改正～

海上保安官の携帯する証票は、海上保安庁が発足した昭和23年以来、その様式をほとんど変えることなく現在に至っております。

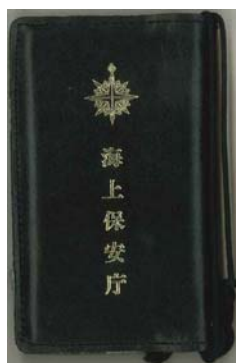
しかしながら、平成24年9月に海上保安庁法が改正されたこと等をふまえ、国民の皆様に対する認知度を向上させること等を目的として、この証票を抜本的に改正することといたしました。

新しい証票の様式等については、本日（7月29日）告示され、本年10月1日からの施行に伴い、同日より全国の海上保安官が携帯することになります。

※参考

証票・・・海上保安官の身分を示すもので、海上保安庁法に基づいて、海上保安官が任意の質問をする際等に携帯するもの（制服着用時を除く）。

（旧）



（新）



※本件については、海上保安庁からも広報を実施をしております。

海上保安官の

新しい証票です



平成25年10月1日から
海上保安官の身分を示す「証票」が変わります。



海上保安庁